

# 心豊かにいきいき暮らせる社会です！

## 学校では

- あらゆる場面で、「男女共同参画」の視点に立った教育が行われます。
- 性別にとらわれないで、一人一人の個性を伸ばす教育が行われます。

→ 小・中学校での教育は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えることから、小・中学校での「男女共同参画」の視点に立った教育は、重要です。



## 職場では

- 自分の意志によって、男女がかわりなく「人」として能力を発揮できる職場環境となっています。
- 男性も働き方に対する考え方を考え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をします。



→ 女性の社会での活躍の機会が増える中、男性も家庭や地域社会に積極的にかかわることが必要です。そのためには、男女がともに職場における働き方を見直すことが必要で、企業も、従業員が時間や場所にとらわれない様々な働き方を選べるよう勤務形態を考えることが必要です。

## 男女共同参画に関する主な動き

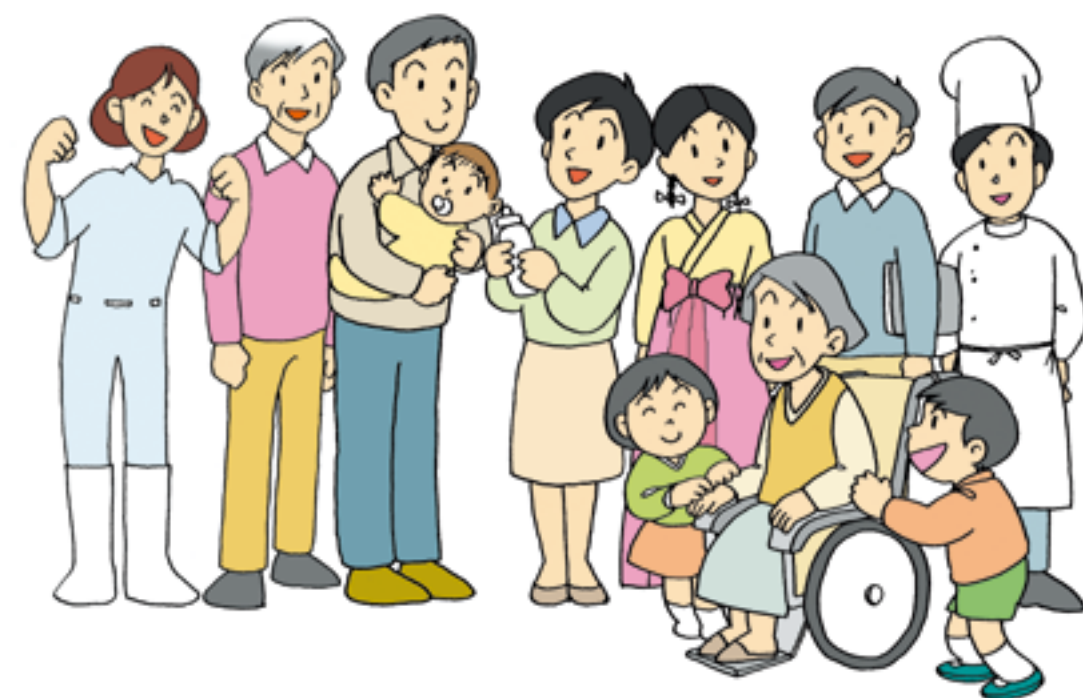
年	鳥取県	日本	世界
昭和21 (1946)		「日本国憲法」公布	
昭和30 (1955)	地域・職域・職能・福祉団体の代表で構成される婦人懇話会の設置		
昭和32 (1957)	婦人相談所、婦人寮開設		
昭和50 (1975)			国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
昭和51 (1976)			「国際婦人の10年」～1985年
昭和52 (1977)	婦人行政の窓口となる婦人青少年室を設置		
昭和54 (1979)			「女性差別撤廃条約」採択
昭和60 (1985)	「鳥取県婦人基本計画」策定	「女性差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成3 (1991)	「とっとり女性プラン」策定	「育児休業法」公布	
平成5 (1993)			「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
平成7 (1995)		「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
平成8 (1996)	「とっとり男女共同参画プラン」策定 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」公布、施行	「男女共同参画計画2000年プラン」策定	
平成11 (1999)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
平成12 (2000)	「鳥取県男女共同参画推進条例」制定	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布、施行	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)
平成13 (2001)	「鳥取県男女共同参画センターよりん彩」開設 鳥取県男女共同参画推進員設置 「鳥取県男女共同参画計画」策定	「配偶者暴力防止法」施行	
平成14 (2002)	鳥取県婦人相談所に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与(中西部福祉事務所はH16年に付与) 「鳥取県立人権ひろば21ふらっと」開設		
平成15 (2003)	「鳥取県男女共同参画推進条例」の一部改正	「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	
平成16 (2004)	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度創設	「配偶者暴力防止法」改正	
平成17 (2005)	「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代育成支援行動計画)」策定	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)
平成18 (2006)		「男女雇用機会均等法」改正	
平成19 (2007)	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定		

男女共同参画に関する御意見や問い合わせなどはこちらにお寄せ下さい。

鳥取県企画部男女共同参画推進課 電話 0857-26-7077 ファクシミリ 0857-26-8107  
URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/danijo> E-MAIL danijo@pref.tottori.jp  
鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」 電話 0858-23-3901 ファクシミリ 0858-23-3989  
URL <http://www.pref.tottori.jp/yorinsai/> E-MAIL yorinsai@pref.tottori.jp

# 第2次鳥取県男女共同参画計画

## 【ダイジェスト版】



## 男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、  
家庭・地域・職場のあらゆるところで  
・一人一人の人権が大切にされ  
・「人」として個性と能力が十分に発揮でき  
・自分にできることは自分で責任を持って取り組み  
・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って  
心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

# 男女共同参画社会は、誰もが

## 家庭では

- 男性も家事・育児などに参加し、家族全員が協力し助け合ってください。



→ 自分で出来る事は自分で、出来ない事は周囲の人が手助けすることが大切です。

→ 家事・育児・介護を女性に任せるとは、家族ぐるみでの協力が必要です。

## 地域では

- 女性も男性も高齢者も若者も、みんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動に参画し、暮らしやすい地域を作ります。

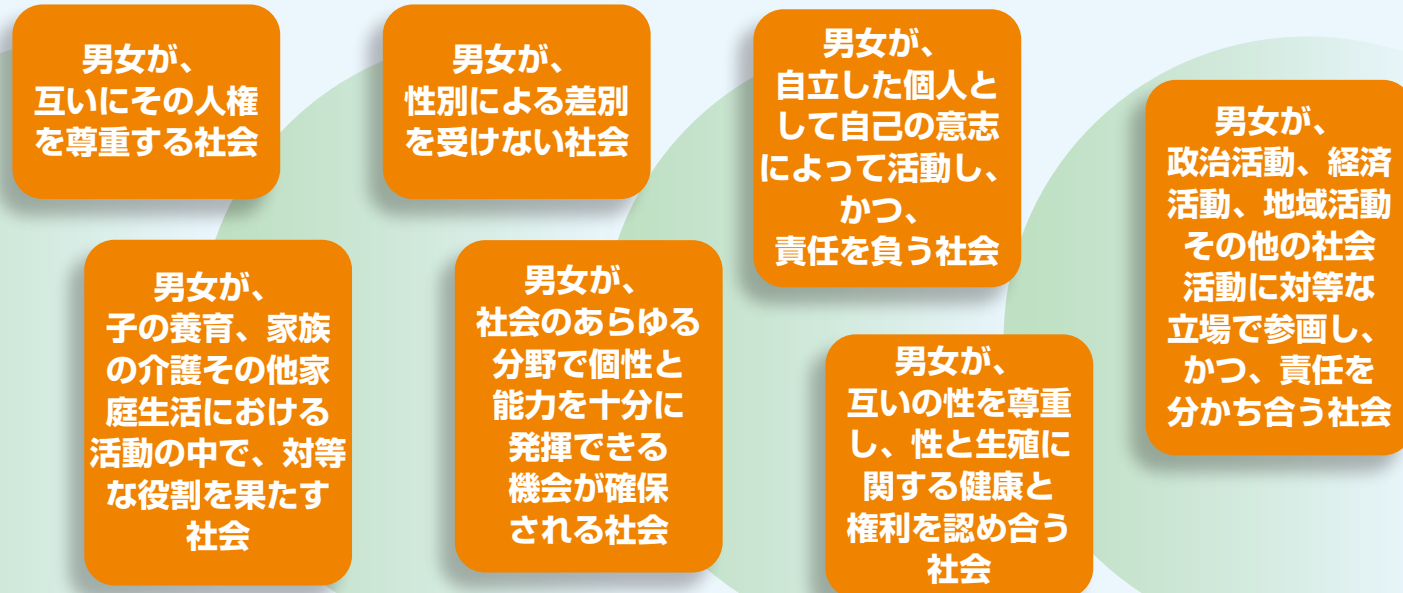


→ 地域の課題について、住民の意思と責任で解決していくことが求められていきます。その地域の課題を考えるときには、常に男女共同参画の視点が必要です。

→ 子どもたちや高齢者のことも家庭内だけのことと考えず、地域ぐるみや制度で支え合い、みんなが助け合うことで暮らしやすい地域が実現します。

# 計画の趣旨、体系

## 基本理念 (鳥取県男女共同参画推進条例より)



## 計画策定の基本的な考え方

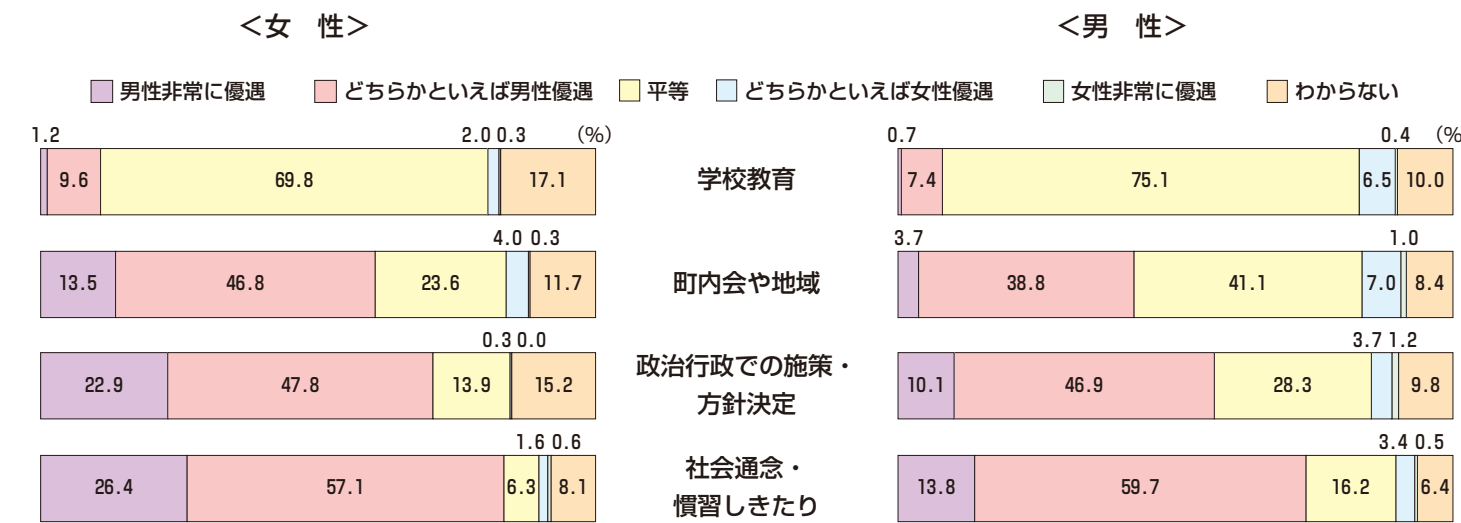
家庭の力や地域社会での支え合いが以前に比べてかなり弱くなっている状況を踏まえ、家庭や地域の役割を回復させるため、女性は勿論、男性の働き方を見直すことが重要です。このためには、家庭、地域、教育現場、職場のそれぞれで、男女共同参画社会ということをもみなで一緒に考えて勉強していけるような雰囲気づくりが必要と考えます。

計画の期間 : 平成19年度から23年度 (5年間)

## 3つのテーマ

- A** 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう
- B** 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう
- C** 女性に人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

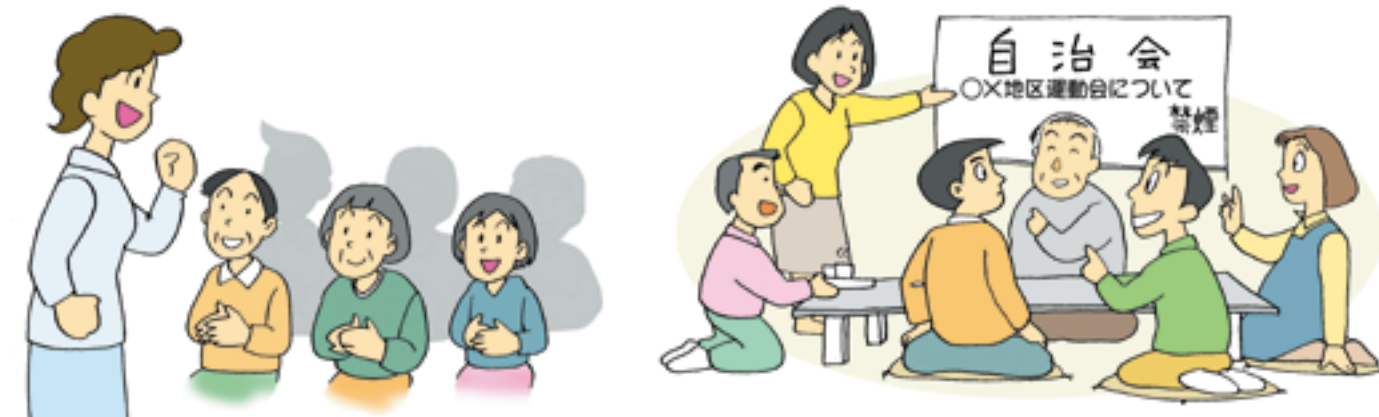
## A 社会の制度や慣行などを見直してみよう



【資料：鳥取県男女共同参画意識調査 (平成16年)】

### 重点目標

- 1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう
- 2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう
  - ・教育と学習の機会を充実しよう
  - ・広報・啓発活動を充実する
- 3 様々な分野で男女共同参画計画を進めよう
- 4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう
- 5 国際社会の一員として行動しよう

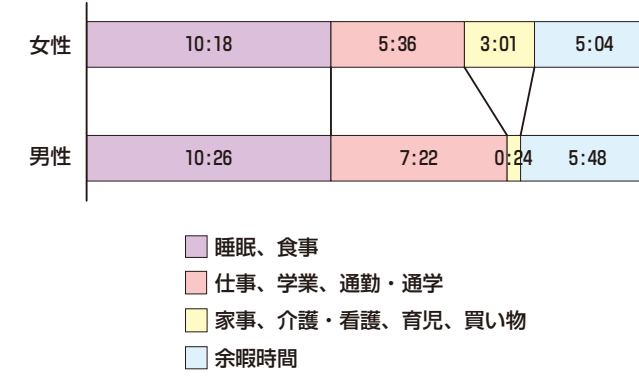


### 参加ではなく参画

「参画」とは、単なる「参加」(その場所にいる)ということではなく、「なにが物事を決めるときメンバーになっている。」という積極的な意味があります。「女は黙っている」ではなく、みんなと一緒に考え、よく話し合って物事を決め実行していくと、みんなが納得できて活力も増していく、そういうことだと理解してください。

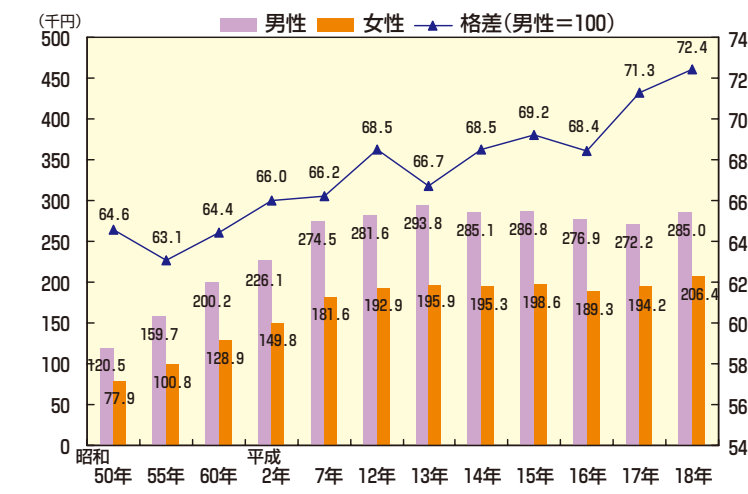
## B 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

### ●男女有業者の週平均生活時間 (鳥取県)



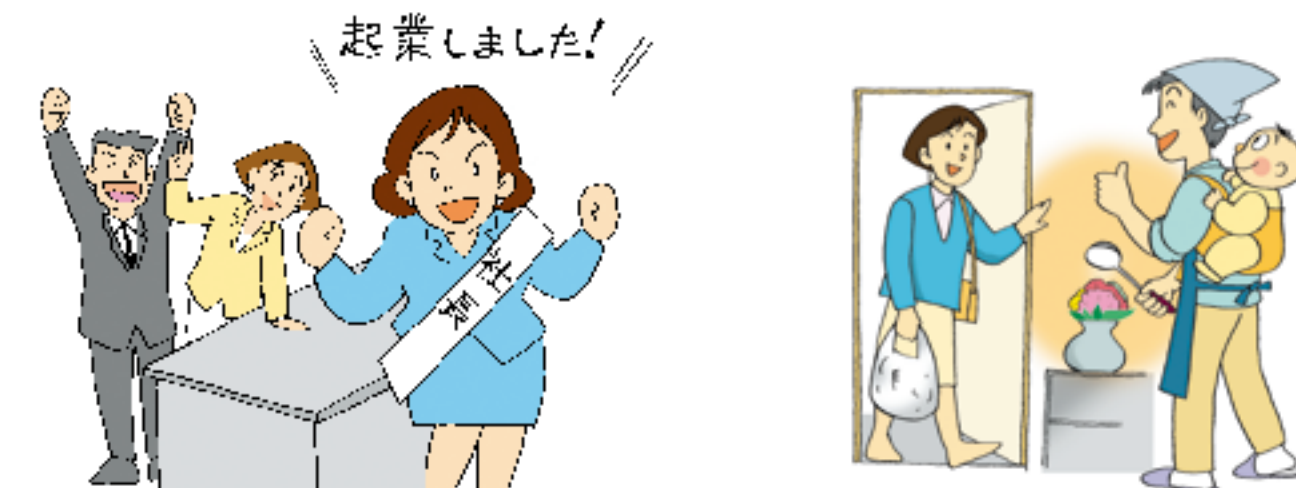
【資料：総務省「社会生活基本調査」(平成13年)】

### ●一人当たり所定内給与額と格差 (鳥取県)



### 重点目標

- 1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう
- 2 仕事と家庭を両方大切にしよう
- 3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう
- 4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう

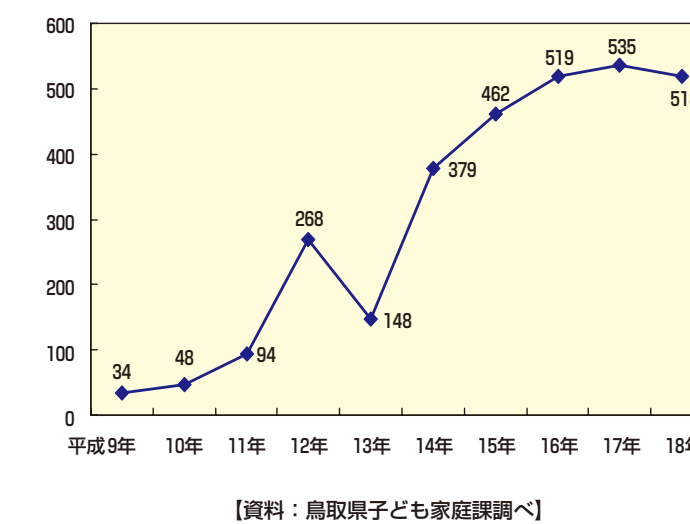


### 固定的な性別役割分担 (性別に基づく固定的役割分担) 意識

個人の能力によってではなく、「女性」「男性」という性別を理由として、役割を決めつける(固定的に分ける)こと(考え方)です。例えば、「男は仕事、女は家事・育児」「男性は主要業務、女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により女性男性の役割を決めている事例です。

## C 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

### ●DVに係わる相談件数の推移 (鳥取県)

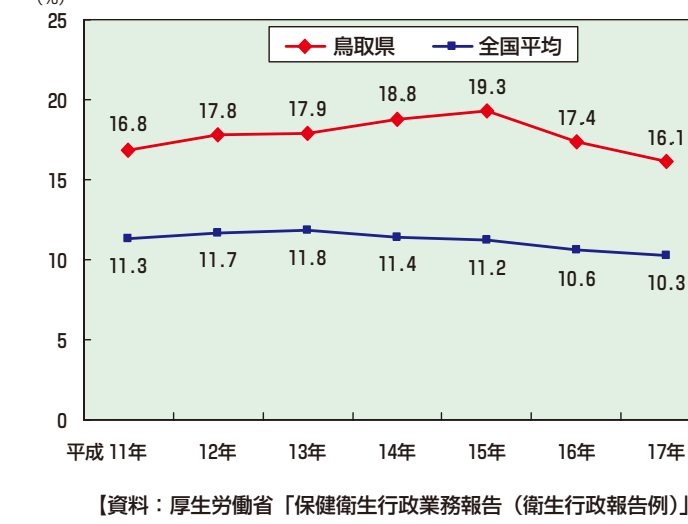


### 重点目標

- 1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう
- 2 女性の健康を支援していこう



### ●人工妊娠中絶実施率の推移 (鳥取県)



### 社会的性別 (ジェンダー) の視点

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。「社会的性別」は時代とともに変わるものですが、「男性はこういふものだ」「女性はこうあるべきだ」と決めつけてしまうと個人の能力や選択肢を狭くし、個人の能力を発揮する機会を奪う危険があります。

